

常緑キリンソウ普及協会会則

(名称)

第1条 本会は常緑キリンソウ普及協会と称する。(以下「本会」という。)

(目的)

第2条 本会は、環境事業の重要性を認識し、緑化技術の向上を図り、地域社会の発展に寄与する事及び常緑キリンソウ(トットリフジタ1号:品種番号第15866号及トットリフジタ2号:品種番号第15867号)(以下「常緑キリンソウ」という。)の普及活動を行うと共に、相互の親睦を深めるための活動を行うことを目的とする。

(窓口)

第3条 本会の窓口を部門毎に以下に設置する。

植物部門：〒681-0052 鳥取県岩美郡岩美町岩常360(株)フジタ パラダイスパーク内

土木部門：〒689-2205 鳥取県東伯郡北栄町瀬戸848(株)田中緑化研究所内

建築部門：〒220-0061 神奈川県横浜市南区永田東2-27-17(株)緑化計画研究所内

設備部門：〒196-0022 東京都昭島市中神町1315-28(株)日昇緑化研究所内

(活動内容)

第4条 本会は下記に示す事業を行う為に必要となる知識、技術等を習得する為のサポート及び常緑キリンソウの普及活動及び緑化事業、環境事業を行うものとする。

- (1) 常緑キリンソウ緑化の普及に関する事業
- (2) 緑化事業に関する印刷物の企画・出版、イベントの企画・運営、宣伝広告に関する事業
- (3) 環境事業の技術向上に関する事業
- (4) 緑化事業の企画、設計、施工に関する事業
- (5) 緑化資材・工法の研究、開発、販売に関する事業
- (6) 緑化による環境事業の技術指導に関する事業
- (7) 緑化事業及び環境事業に関する教育活動に関する事業
- (8) 会員相互の親睦、団結を図る事業
- (9) その他、本会の目的を達成するための必要な事業

具体的には、下記に示すような活動を指す。

- ①営業資料、プレゼン資料、提案書、証明書の発行、技術資料、写真データ等の提供
- ②展示会への出展、セミナー等へのパネルの貸出、説明員の派遣
- ③常緑キリンソウに関するセミナー、勉強会等への講師派遣
- ④同行営業、試験施工の手伝い、技術職員の派遣、施工指導等、新しい資材・工法の研究及び開発
- ⑤HP制作、宣伝広告、各種メディア対応、印刷出版
- ⑥その他各種相談及び必要となる技術的サポート等

(会員資格)

第5条 本会の会員は、下記条件を全て満たした個人又は法人とする。

- (1) 本会会則に同意いただける方
- (2) 常緑キリンソウに係る業務を3年以上経験し、役員が認める知識・技術等を有する方
- (3) 役員面接を受け、本会にふさわしいと承認が得られた方

(部門長及び役員)

第6条 本会設置の窓口をそれぞれの部門長とし、役員を兼ねることができるものとする。

(役員を選任)

第7条 役員は、植物部門1名、土木部門1名、建築部門1名、設備部門1名を総会において選任する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員解任)

第9条 役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において、会員の3分の2以上の同意により、その役員を解任することができる。

(役員会)

第10条 役員会は年4回程度開催し、発生事案を検討し、意思統一を計る。緊急役員会が必要な場合においては電話、メール及びテレビ会議にて行えるものとする。

(総会)

第11条 総会は年1回12月に(株)フジタパラダイスパークで行うものとする。

(会費)

第12条 会員からの会費徴収は原則無いものとし、活動に係る諸経費は自己負担とする。役員会において徴収が必要と認められる場合はこの限りではない。

(会員資格喪失)

第13条 会員が次の各号の一つに該当する時は、役員承認を得て、会員資格を喪失させることができるものとする。

- (1) 本会の会則等に適合しないと判断された時
- (2) 役員会において不適合とされた時

(会則変更)

第14条 本会は会員の承諾を得ることなく、役員会において会則に新たな条文の追加または変更を行うことができるものとし、会則の追加・変更の内容は、会員にメールする事をもって、報告を行ったものとする。

(その他)

第15条 本会則に定めのない事項は、役員会において決定するものとする。



常緑キリンソウ普及協会

